

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点	
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	① 仕事と生活の両立の促進	54	ワーク・ライフ・バランス出前講座の開催	事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」についての講座を開催します。	事業所においてワーク・ライフ・バランス出前講座を延べ2回実施した。 ①テーマ:「家族に介護が必要になったら？」 対象:日本政策金融公庫さいたま支店 参加者数:47名 ②テーマ:女性活躍と明るく活力ある職場づくり 対象:関東財務局 参加人数:115名 ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合 2回平均96.5%	出前講座実施にあたっては、より効果的な講座となるよう、受講者の要望に合わせた内容とした。
		55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」 87.4%（平成29年度末） →90%（平成35年度末）	男女共同参画推進センター及び事業所において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座を開催した。 ・幼児を持つ母親のための講座 日程:9月24日、10月1日、8日、15日、23日（全5回） 延べ受講者数:114名 ・事業所においてワーク・ライフ・バランス出前講座を2回実施した。 合計参加人数:162名 ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合 97.6%	子育て中の方も参加できる講座を実施した。 出前講座実施にあたっては、より効果的な講座となるよう、受講者の要望に合わせた内容とした

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価				所管課	
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題		男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組
		R1	B	延べ2回の講座を実施し、多くの方にワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みを伝えることができた。また、ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合が2回平均で96.5%であり、理解を促進することができた。	今後も多くの方に出前講座を届けていくため、出前講座に関する周知・広報活動を強化していくことが必要。	多様な方法を用いて出前講座に関する周知・広報活動を強化していく。	人権政策・男女共同参画課
20	◎	R1	A	講座後のアンケートでは、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性について、「意識した」と回答した人が97.6%となり、目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。	ワーク・ライフ・バランスについて考える契機となっていることから、時機に応じた講座を実施し、実践につなげる機会とする。	市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義の意識啓発を行うとともに、事業者に対しても理解を進めていく。	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容		前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	② 事業者等による取組の促進	56	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	平成31・32年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、次世代育成支援対策推進法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合、経営事項審査の総合評価値に発注者別評価点10点の加点を行った。	前年度に引き続き、次世代育成支援に取組んでいる業者へインセンティブを与えることで、仕事と子育ての両立を図り、雇用環境等の整備を推進した。
		57 Ⅳ-2-④ に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	令和元年度においては、認可保育所の整備を優先的に行ったため、新たな事業所内保育施設の整備は実施しなかった。	前年度に引き続き、事業所内保育施設の整備は実施しなかったが、認可保育所の整備による保育の受け皿の確保を推進した。
		58 Ⅴに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者／年度（平成35年度）	ワーク・ライフ・バランスなど男女がともに働きやすい職場づくりに向け男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰した。 ・募集期間：令和元年6月3日～7月31日 ・表彰事業者：3事業者 ・表彰式：令和元年11月19日（火） 14時30分～14時50分 さいたま市役所 市長室 ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」3月号に当事業について掲載した他、市HPにて表彰事業者の取組を周知した。	表彰制度を事業者へより広く周知するため、新たに労働局、日本政策金融公庫に募集チラシの配布に協力をいただいた。
		59	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。 【数値目標】 「CSRチャレンジ企業認証企業数」 10社（平成29年度） →25社／年度（平成30年度～平成32年度）	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」について、市ホームページ上での公開、さいたま市CSRチャレンジ企業への配付等を行うことで、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促した。 「令和元年度CSRチャレンジ企業認証企業数」 20社	性別による固定的な役割分担意識解消のため、「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用による市内中小企業への意識啓発に取り組んだ。
60	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	ワーク・ライフ・バランスの理解と意識啓発を推進するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座（労務実務ステップアップコース）」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働き方改革の取組みポイント」(全1回) 受講者数：延べ35名 アンケート結果：82.9%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。 (例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)		

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	市内に本店を有する業者のうち加算業者の割合は約23%となっている。	本取組は次世代育成支援に取組んでいる業者にインセンティブを与えるものであり、実際の取組みへの直接的な効果を及ぼすものではないが、国における次世代育成支援の方針を踏まえ、継続して取り組んでいく必要がある。	令和2年度の取組みについては今年度と同様の内容で取組むこととなるが、令和3年度以降に実施する発注者別評価項目の全体の検討において、他の評価項目とのバランスを踏まえ、適否を含めた検討を行う。	契約課
		R1	その他	今年度は事業所内保育施設の整備を行わなかったため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っているが、待機児童の解消には至っていないため、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後については、待機児童等の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。	のびのび安心子育て課
21	○	R1	B	事業者におけるワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画の推進に向けた取組が広まるよう、「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰」を実施し、事業者の取組について広く周知した。	応募が少ないことから、表彰制度の事業者への周知が不十分であると考えられる。	庁内外の関連する部署と連携し、事業者が集まるセミナー等での配布を行うなど、事業者に直接的に配布を行う機会を増やしていく。	人権政策・男女共同参画課
22	○	R1	B	「CSR(企業の社会的責任)チェックリスト」の普及等により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を市内中小企業に対して促した結果、令和元年度CSRチャレンジ企業として、20社を新規認証したため。	市内中小企業のCSR推進を促進するため、当該制度に関する周知活動を強化していくことが必要。 ※令和2年度新規認証企業の募集は実施しない。	引き続き、「CSR(企業の社会的責任)チェックリスト」のほか、令和元年6月に作成した「CSR経営推進マニュアル」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促す。	経済政策課
		R1	B	・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立に関する周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容		前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	② 事業者等による取組の促進	61	労働法規等への理解の促進	労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座（基礎から学ぶ労務実務コース）」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「労働関連法令の基礎」（全5回） 受講者数：延べ122名 アンケート結果：88.0%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、労働法等に対する理解促進を図った。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）
		62	労働時間短縮のための啓発	定時退社の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行うため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座（労務実務ステップアップコース）」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働き方改革の取組みポイント」（全1回） 受講者数：延べ35名 アンケート結果：82.9%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）
	③ 育児・介護休業等への理解と取組の促進	63 IV-3-① に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（平成32年度）	育児休業等の取得率促進のため、以下の取組を行った。 ①イクボス宣言の実施 ②男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信 ③結婚、子の出生があった職員への子育て支援制度に関するチラシ配布 ④基本研修（2年次、5年次、主任研修、主査研修他）での子育て支援制度の周知及びキャリアデザイン意識の醸成 ⑤育児休業取得等の相談窓口の設定（男性育児の自主研究グループによる相談受付） ※令和元年度の男性の育児休業取得率 27.3%	男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信や男性育児の自主研究グループの活動について周知する等、男性の育児参加に焦点をあて、積極的なPRを行った。
		37 II・IV-3-① に再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座（基礎から学ぶ労務実務コース）」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「労働関連法令の基礎」（全5回） 受講者数：延べ122名 アンケート結果：88.0%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、育児・介護休業等の諸制度について掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価				所管課	
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題 男女共同参画推進の課題 男女共同参画推進の課題		
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立に関する周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
23	◎	R1	A	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の取得率促進のための取組を行い、男性の育児休業取得率が目標値を大きく上回ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあるため、引き続き男性の育児休業取得率を向上させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も取組を継続し、男性の育児休業取得率等の更なる向上を図る。 	人事課
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容		前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	① 介護者支援策の充実	64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	各区役所高齢介護課に配置している介護保険相談員により、介護保険全般に関する相談の受付を随時行った。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。
		65	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる、認知症サポーターの養成や周知・啓発を行います。 【数値目標】 「認知症サポーター養成数」 62,719人（平成29年度末） →今後3年間で24,600人養成	認知症サポーターの養成を推進するとともに、養成したサポーターの活用を目的としたステップアップ講座を開催し、認知症になっても住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域づくりを推進した。 〈認知症サポーター養成数〉 実績 令和元年度末累計 81,139人 平成29年度末から18,420人増	男性女性双方で参加者が多くあった。
		66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを設置するとともに、介護者サロン実施主体の地域包括支援センターを広く周知します。 【数値目標】 ①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施か所数 ③地域包括支援センターの認知度 ①923回、②4か所、③現状値なし （平成29年度末） →①980回、②8か所、③指標の設定 （平成32年度末）	市内で介護者サロンを27か所及び介護者カフェを7か所実施した。 ①介護者サロン 899回 ②介護者カフェ 7か所 ③現状値なし	男性の参加者が少ないことから、引き続き、男性が参加しやすいサロンとなるよう男性を対象としたサロンを開催するなど工夫した。
		67	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【数値目標】 「施設の定員」 7,824人（平成29年度末） →8,481人（平成32年度末）	特別養護老人ホーム2施設240床を整備し、3施設94床を採択した。 施設の定員 8,135人	利用者が男女の区別なく、十分な介護サービスを受けられるように配慮した。
		68	生活支援ショートステイの実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	延べ利用日数5,817日	継続して事業を実施した。
		69	レスパイトサービスの実施	知的障害児（者）の介護者を一定期間介護から解放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児（者）を一時的に生活ホームで預かります。	介護者の心身のリフレッシュのため、レスパイトサービスを実施した。	引き続き、男女で性差を設けることなく、事業を継続した。（9月末まで）

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	男女それぞれからの相談を受け付け、介護保険制度等について説明。内容を理解していただくと共にサービスの利用につなげている。	特になし。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。	介護保険課
24	○	R1	B	男女ともに認知症の理解促進をおこなった。	男性参加者の割合が約43%であり、女性参加者に比べ少なかった。	引き続き男女ともに認知症サポーターの養成に取り組んでいく。	いきいき長寿推進課
25 26 27	○	R1	B	介護者サロンについては、新型コロナウイルス感染症の影響により3月は開催できなかったものの、概ね目標のとおり実施できた。 介護者カフェについては、目標のとおり実施できた。 地域包括支援センターの認知度については、市報やSNS等で周知した。	依然として、介護者サロンの男性参加者の割合は女性の1/4程度にとどまっている。	引き続き介護者サロンの推進に取り組んでいく。	いきいき長寿推進課
28	○	R1	B	計画に基づいて、整備を行い概ね目標を達成できたため。	特になし。	男女共同参画に観点し、利用者及び職員に対する処遇に配慮し、引き続き、施設整備を推進する。	介護保険課
		R1	B	継続して事業を実施した。	継続して事業を実施すること。	継続して事業を実施する。	高齢福祉課
		R1	その他	男女で性差を設けることなく、レスパイト事業を実施したが、実施事業者の休止に伴い、10月以降事業を実施できなかったため。	当事業は知的障害児(者)の介護者を一時的に預かることにより、障害児(者)の福祉の確保と保護者の負担軽減を目的としているものではあるが、男女共同参画に直接的つながる事業であるとは言いがたいと考えられることから、所管としては掲載事業から外すことを検討している。	同左	障害支援課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容		前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	② 子育て支援策の充実	33 Ⅱに再掲	出産前教室の実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	各区保健センターで実施。実施回数172回、参加実人数4,593人。参加者アンケートでは、役に立ったと回答した割合が98.0%、理解できたと回答した割合が98.2%であった。	講義や実習を通して、妊婦の健康の保持・増進を図り、父親となる夫の理解と協力を促し、育児に取り組めるような内容の教室を実施した。
		70	育児学級の開催	おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や母子の愛着形成などの情報を発信し、育児不安の軽減を図るため「育児学級」を各区役所で実施します。 【数値目標】 「育児不安軽減者の割合」 78.3%（平成29年度末） →80%以上（平成35年度）	各区保健センターで状況に応じて開催している。教室内容の満足度は95.3%と高く、育児不安の軽減率は80.1%であった。	子育て情報の提供と、交流の場を提供し、夫婦が育児を前向きにとらえられるよう、育児不安軽減に努めた。
		71	ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。	ファミリー・サポート・センター事業を委託にて実施。 提供会員数:1,129	安定した事業を運営を行うためには、提供会員数の確保が重要であることから、昨年度に引き続き、提供会員を募集するチラシを市内の自治会を通じて配布した。
		72	子育てヘルパー派遣事業	体調不良などで昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。	介護事業者等への委託により実施。 利用件数:250	令和元年度から委託事業者が変更になり、また、昨年度までは事業者が行っていた受付けからヘルパー派遣までを円滑に行えるよう事業者と調整を行った。
		73 Ⅶに再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） （平成29年度末） →6施設（毎年度契約） （平成35年度）	児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。 利用実績:延べ人数9名、延べ日数34日	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、施設にて一時預かりができる体制としている。
		74	小児救急医療体制の充実	子どもが急病のときに看護師などがアドバイスをを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療なび」を公開します。	・子どもが急病のときに、看護師等が家庭での対処や医療機関への受診のアドバイスをを行う「子ども急患電話相談」を、月～金曜日は17時～翌9時、土・日曜日、祝・休日、年末年始は9時～翌9時に実施している。 ・パソコンやスマートフォンから市内の医療機関情報を検索できる市民向けサイト「医療なび」を開設している。	全ての市民を対象とし、個々の相談に対して個性を尊重し対応することを前提とし、情報提供している。
		75	子育て支援拠点施設整備・運営事業	3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。 【数値目標】 「単独型施設数」 10カ所（平成29年度末） →10カ所（平成35年度）	3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施した。 単独型実施施設数 10カ所	男性女性関係なく、3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い交流を図れる場を提供できるよう、事業の実施や広報を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	○	R1	B	各区の状況に応じて計画通りに実施しているため。	各区教室の課題は異なる。	夫婦がお互いを理解して、2人で協力しながら育児に取り組めるように、各区の実情に合わせた内容での教室実施を継続する。	地域保健支援課
29	◎	R1	A	各区の状況に応じて計画通り実施し、目標値を上回ったため。	教室を、時代や社会情勢に合わせた「育児」をする当事者の情報共有の場とし、更なる育児の不安軽減を目指す。	各区の特性を踏まえ、効果的に教室の実施を図る。	地域保健支援課
		R1	A	昨年度比で提供会員数が増加しており、安定した事業運営ができているため。	提供会員の確保	提供会員の増加に努め、効率的で安定した事業運営となるよう、委託事業者と調整する。	子育て支援政策課
		R1	A	受け付けからヘルパー派遣までを円滑に行うことができたため。	事業者の確保	安定的に事業を実施するためには、事業者数の増加が必要である。このため、新規事業者が参入しやすいよう、仕様の見直しを検討する。	子育て支援政策課
30	◎	R1	A	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、児童を一時的に預かれる場所として、児童養護施設等計6施設と契約を行った。契約施設数が6施設と目標を達成したため、「A」評価とした。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合がある。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、受け入れ可能な施設等を増やせるか等、今後検討する。	子ども家庭総合センター総務課
		R1	B	市民等へ「子ども急患電話相談」「医療なび」の周知を行い、男女の区別なく、個別性を尊重して、本事業を実施した。	個々の相談に、個別性を尊重した対応を引き続き実施	個々の相談に、個別性を尊重した対応を引き続き実施	地域医療課
31	○	R1	B	予定通り事業を円滑に実施できたため。	男性保護者利用数の増加	より男性保護者も参加しやすい環境を整備できるよう、広報の工夫を図る。	子育て支援政策課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容		前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	③ 子育て情報の提供と学習機会の充実	76	子育て情報の提供	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営など、市内の子育てに関する情報を集約し、広く提供します。 【数値目標】 「子育て応援ブックの発行数」 50,000部（平成29年度末） →50,000部（平成35年度）	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営などにより、子育て情報の提供を行った。 子育て応援ブック発行部数 50,000部	冊子やWEBサイトの表記について、男女の表現に偏りのないよう配慮した。
		77	子育て支援ネットワークの充実	市民サービスの向上を図るため、子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行います。 【数値目標】 「ネットワーク会議の開催回数」 1回（平成29年度末） →1回（平成35年度）	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料提供による会議開催とした。 開催1回	関係機関や団体が、今後の子育て支援のあり方について協議、情報共有する場であり、男女を問わず参加できる。
		78	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	児童センター18館にて、赤ちゃん体操、手遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、工作、やさいもパーティーなどの教室を実施し、助産師による乳児相談や保健師による健康講話、家庭児童相談員による育児相談、栄養士による食育講話、歯科衛生士による口腔ケア講話、救急救命士による応急手当講習、といった外部講師による教室も開催した。	土曜日や日曜日の開催を設定し、平日の利用が難しい保護者等も参加しやすい設定で実施した。
		79 Ⅵに再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%（平成29年度末） →100%（平成35年度）	24回開催し、延べ36人参加した。子どもとの生活の中で、うまくいかないことをグループ内で振り返ることで、母子関係を見つめなおす機会になっている。「自分の気持ちを話せる母親の割合」100%（令和元年度実績）	子どもとの関係に加え、夫婦関係についても、丁寧に振り返るようにした。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
32	○	R1	B	予定通り発行ができたため、	更新にあたり、イラストの男女比や色使いなどに配慮する。	父親の育児参加の推進など、引き続き性別役割分担意識の解消に配慮し、情報提供に努める。	子育て支援政策課
33	○	R1	B	一堂に会しての会議は見送ったものの、資料送付により情報共有ができたため。	ネットワーク会議の設置が進んでいない区がある。	引き続き各区でネットワーク会議が開催できるよう、体制づくりをすすめる。	子育て支援政策課
		R1	B	様々な教室を開催することで、子育てによる負担感や不安感を解消させ、男性が参加する機会や親同士が共感できる場としても機能しており、一定の効果があったため。	参加したいと思える内容の設定や参加機会が増えるよう実施回数の設定。また、多くの方に知っていただける周知方法の工夫。	取り組みを継続しながら、内容や実施回数、広報について検討し、より多くの方が参加しやすいように取り組む。	青少年育成課
34	○	R1	B	自分の気持ちを表出しやすい場を提供することで、子どもだけでなく、参加者の周りの人間関係についても振り返る機会をもつことができた。	夫婦関係を含め、対等な関係性をどのように築けるのか、についての具体的な方法の検討が不十分だった。	グループの中で、他者の意見を聞きながら、参加者が自分なりに取り組める方法を見つけられるように関わっていく。	地域保健支援課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容		前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	④ 保育施設等の整備・充実	57 IV-1-② に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	令和元年度においては、認可保育所の整備を優先的に行ったため、新たな事業所内保育施設の整備は実施しなかった。	前年度に引き続き、事業所内保育施設の整備は実施しなかったが、認可保育所の整備による保育の受け皿の確保を推進した。
		80	認可保育所の延長保育・一時預かり事業	子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所における延長保育及び一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するため、一時預かり事業を拡充します。	令和元年度は、延長保育については認可保育施設16園、一時保育については認可保育施設5園で新たに実施した。	男女共に仕事と育児を両立できるように、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。
		81	病児保育室の拡充	保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。 【数値目標】 「病児保育室施設数」 9施設（平成30年4月1日） →12施設（平成32年度）	全ての区に病児保育室を整備するため、大宮区における病児保育事業者の選定方法を決定するとともに、候補を検討したものの、令和元年度においては事業者の決定・開設には至らなかった。 「病児保育室施設数」 10施設（令和2年4月1日）	前年度北区に病児保育室を整備したことを踏まえ、未整備となっている大宮区において病児保育室の整備に向けた検討を行った。
		82	認可保育所等の拡充	民間活力を利用した認可保育所等の設置や、年間を通して長時間の預かり保育を実施する「子育て支援型幼稚園」の利用を促進させるとともに、「保育ママ」といった新たな事業を創設することで、保育所等利用待機児童の解消を図ります。 【数値目標】 「保育所等利用待機児童数」 315人（平成30年4月1日） →0人（平成32年度）	認可保育所18施設の新設・増改築により、1,318人分の定員を拡大した。「家庭的保育事業（保育ママ）」の創設については、研修や実施事業者の募集を行ったものの、開設には至らなかった。 「保育所等利用待機児童数」 387人（令和2年4月1日）	前年度に引き続き、認可保育所18施設の新設・増改築により、定員の拡大を図った。
		83	私立幼稚園預かり保育事業の充実	私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。また、一定の要件を満たす幼稚園（「子育て支援型幼稚園」）の認定制度を創設し、その普及を促進します。 【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 現状値なし（平成29年度末） →35園（平成32年度）	・私立幼稚園等における預かり保育事業に対し、補助金を交付した。 ・子育て支援型幼稚園を令和元年度に新たに8園認定し、令和2年度の認定園数は25園になった。	男女とも仕事と育児を両立できるように、年間を通して長時間預かる施設への補助の加算や子育て支援型幼稚園のPRを実施している。
		84	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。 【数値目標】 「利用ニーズに対する入所者の割合」 96.6%（平成30年4月1日） →100%（平成35年度）	公設クラブ74か所、民設クラブ201か所で事業を実施した。 「利用ニーズに対する入所者の割合」 97.0%（令和2年4月1日）	放課後児童クラブの受け入れ可能児童数を拡大した。
		85	障害児保育の充実	障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。	令和元年度は、公立保育園61園、私立保育施設72園において心身の発達に遅れ等のある児童を受け入れた。	男女共に仕事と育児を両立できるように、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価				所管課	
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題		男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組
		R1	その他	今年度は事業所内保育施設の整備を行わなかったため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っているが、待機児童の解消には至っていないため、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後については、待機児童等の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。	のびのび安心子育て課
		R1	B	延長保育、一時保育を実施する施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。	ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。	保護者が求めるニーズをふまえ、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。	保育課
35	△	R1	D	大宮区における病児保育室の整備のため、事業者の選定方法を決定するとともに、候補を検討したものの、決定には至らなかったため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、多様な保育の充実を図るため、全ての区において病児保育室の整備を実施する必要がある。	大宮区での病児保育室設置に向け、令和2年度又は3年度の認可保育所等整備案件の公募結果を踏まえ、保育所併設型の病児保育室の整備を進める。	のびのび安心子育て課
36	△	R1	D	認可保育所の整備により定員の拡大を図ったものの、保育需要の増加により、更なる保育の受け皿確保が必要と見込まれるため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っているが、待機児童の解消には至っていないため、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後も保育需要の増加が見込まれるため、引き続き、認可保育所等の施設整備を進め、多様な保育の受け皿確保を図る。	のびのび安心子育て課
37	◎	R1	A	子育て支援型幼稚園の認定園数について、当初の経過目標を上回って認定できたため。	今年度から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育が必要な家庭の預かり保育が無償化の対象となることから、ますます預かり保育の需要が高まっている。需要の増加に対応し、各園の預かり保育がさらに充実するように支援する必要がある。	ほとんどの私立幼稚園等において、預かり保育事業が実施されている。今後は、私立幼稚園等の理解と協力を得ながら、預かり保育事業の更なる長時間化、長期間化を促進していく。	幼児政策課
38	○	R1	B	民設放課後児童クラブの新設等によって、受入可能児童数を拡大できたため。	利用ニーズの増加に対応するため、更なる施設整備が求められている。	開設に係る経費の補助など、引き続き、民設放課後児童クラブの拡充に取り組む。	青少年育成課
		R1	B	障害のある子どもの受入施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。また、重度障害児の受入の推進を図ったため。	ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。	保護者が求めるニーズをふまえ、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。	保育課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点	
3 男性の家庭生活・地域活動への参加の促進	① 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	63 IV-1-③ に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（平成32年度）	育児休業等の取得率促進のため、以下の取組を行った。 ①イクボス宣言の実施 ②男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信 ③結婚、子の出生があった職員への子育て支援制度に関するチラシ配布 ④基本研修(2年次、5年次、主任研修、主査研修他)での子育て支援制度の周知及びキャリアデザイン意識の醸成 ⑤育児休業取得等の相談窓口の設定(男性育児の自主研究グループによる相談受付) ※令和元年度の男性の育児休業取得率 27.3%	男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信や男性育児の自主研究グループの活動について周知する等、男性の育児参加に焦点をあて、積極的なPRを行った。
		37 II・IV-1-③ に再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座(基礎から学ぶ労務実務コース)」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「労働関連法令の基礎」(全5回) 受講者数:延べ122人 アンケート結果:88.0%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2020を作成し、育児・介護休業等の諸制度について掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価				所管課	
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題		男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組
23	◎	R1	A	育児休業等の取得率促進のための取組を行い、男性の育児休業取得率が目標値を大きく上回ったため。	女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあるため、引き続き男性の育児休業取得率を向上させる必要がある。	今後も取組を継続し、男性の育児休業取得率等の更なる向上を図る。	人事課
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけよう、効果的な周知及び内容の充実努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課